

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 2 9 年 3 月 6 日

分任支出負担行為担当官
新潟港湾・空港整備事務所長
奥 谷 丈

1. 調達内容

- (1) 件 名 新潟空港出張所庁舎機械警備＜電子入札対象案件＞
- (2) 仕 様 等 入札説明書による
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から平成34年3月31日まで
ただし、警備期間は平成29年5月1日から平成34年3月31日までとする
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による
- (5) 入 札 方 法

入札者は、別冊仕様書により履行期間全体の業務料を算出し、その金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出・入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」(営業品目：建物管理等各種保守管理)において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、手続開始の申立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

① 手続開始の決定を受けていること。

② 手続開始の決定後、以下のア)～ウ) を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等) 詳しくは、競争参加者の資格に関する公示(平成27年12月24日付官報)による。

- (4) 警備業法(昭和47年7月5日 法律第117号)第4条に規定する認定を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社、支店又は営業所等を有していること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に北陸地方整備局から指名停止の通知を受けていない者であること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (8) 別冊入札説明書に明記の競争参加資格確認のための資料を提出した者であること。

- (9) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

3. 入札書等の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒951-8011 新潟市中央区入船町4丁目3778番地
北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所 品質管理課
TEL 025-222-6111 FAX 025-222-6141
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記(1)の問い合わせ先に同じ
- (3) 紙入札方式による申請書等及び入札書の提出場所
上記(1)の問い合わせ先に同じ

4. 入札手続き等

- (1) 入札説明書の配付場所及び期間
場所：上記3(1)の問い合わせ先に同じ
期間：平成29年3月6日（月）から平成29年4月7日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
- (2) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の提出期限
平成29年3月16日（木） 12時00分
- (3) 電子調達システムによる入札書及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限
平成29年4月7日（金） 16時00分（必着）
- (4) 開札の日時及び場所
平成29年4月10日（月） 14時30分
新潟港湾・空港整備事務所 入札室
- (5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第9条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

5. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
- ① 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
なお、本業務は平成29年度の予算成立を条件とし、予算成立の状況によっては、落札決定等を延期する場合がある。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システム内の電子くじにおいて落札者を決定するものとする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他
詳細は入札説明書による。